

## ○学生生活全般に関するご意見・ご質問

**初の電子選挙が評判のよいものだったが知りたい。**

(回答) 選挙と同時に行いましたアンケートにおきまして、今回の電子投票を、手順が複雑である・セキュリティに問題がある・正当性に問題がある、の3項目につきまして、「そう思わない」あるいは「全くそう思わない」の回答数がいずれも過半数でした。否定的なご意見も一定数ありましたことを踏まえ、次回以降もさらなる改善を検討し、選挙を運営いたします。

**大学の施設や環境に問題がある。**

**12号館トイレが外から見える、学食が混雑しているなど。**

(回答) 12号館トイレについては学生支援課に伝えましたが、改修についてもさらに問い合わせます。また学食混雑は引き続き2019年度の学部交渉で扱うことを考えております。またその他も調査・学部への問い合わせを検討してまいります。

**自治委員以外は日常生活での不満などはどこに提出すればいいのか。**

(回答) 日常的な不満に関しましては、本会ホームページに掲載されているメールアドレス・電話番号などの連絡先より直接連絡していただければと存じます。また、本会が日ごろ運営しているLINE@に連絡していただいてもかまいません。これらの連絡先は日ごろ本会が配布しているピラなどにすべて記載しておりますが、その連絡先に連絡すれば不満などを伝えられることの広報を大々的には行っていないのは事実ですので、今後広報させていただきます。

なお、自治委員はクラスの意見を代表する役員でありますので、基本的には自治委員に意見を伝えていただければ自治委員会場でクラスから出た意見として発現することが可能です。そのようなプロセスで意見を提出していただくことも可能となっております。

## ○今回の自治委員会会議に関するご意見・ご質問

**説明が短い。冊子の内容が多く、読みにくい。**

(回答)説明が短いというご意見に関しては、今回のように滞りなく自治委員会が行われる場合を鑑みると、本会としてももう少し丁寧に説明することが可能と考えています。しかし、議案に対して自治委員の皆様から多くのご質問・ご意見があった場合、自治委員会が長引くことも考えられ、説明時間をある程度抑えることは必要な措置とも思われます。また、学生自治会のホームページおよび Slack で、議案書および資料を事前に公開しており、その旨はメールで連絡しております。これらを事前に読んでいただければ、説明の短さや冊子の内容の多さに関して、ご理解いただける余地もあるかと思えます。アンダーラインなど、より議案書・資料をわかりやすく改善していくことに関しては、工夫していきたい所存です。

**議案書等の資料を読む時間が足りない。**

(回答)学生自治会のホームページおよび Slack で、議案書および資料を事前に公開しており、その旨はメールで連絡しておりますので、そちらを参考になさってください。

**各信任投票の立候補者の声明が適当で、具体的でない。**

(回答)各立候補者の立候補声明に関しましては、事前にいただいた意見書により、より詳細な立候補声明を議案書に記述させていただきました。1年生の立候補者に関しましては、理事会のみならず東京大学についてもまだ詳しく把握できていないことかと存じます、それゆえ、具体的な目標を記述することは難しいと考えております。そのため、意欲的な姿勢や、抽象的ではあるものの掲げている目標をもとに審議していただければ幸いです。2年生に関しましては、おっしゃる通り継続して立候補される理事の立候補声明の具体性は上げる必要があると思えます。しかし、理事会の仕事には将来的に不透明な部分が多く、半年前の段階から具体的なことを強く表明することは難しいため、一定の抽象度があることもご容赦いただければと存じます。

**予算案のうちに不一致が多く、ずさんである。**

(回答)予算案の不一致とは、項目の不一致ということでしょうか。項目に関しては第138期より規則で決まらなくなったため、第139期予算より試験的に項目の分け直しをおこなったという経緯があります。(規則より項目分けをなくすことを発議したのは理事会ですが、

これは予算を柔軟に運用できるようにという意図でした。)ただ特に第137期の末にかけ、組織制度や規則の大幅な変更があったため、結果的に却ってわかりづらいこととなってしまいました。

会議の議案書やホームページでの広報時、項目ごとの具体的な情報を十分にお伝えできるようにして参りたいと思います。

## 政策局、学部交渉局に関して、基本情報の提供がなかった。

(回答)まず、学部交渉局のフードトラックに関しましては必要な情報は十分に盛り込んでいたと考えていました。もし認識不足でしたら、お教えいただけると幸いです。

また、ゼミに関しては、網羅してお話しする場合ゼミ制度の説明からしなければならず、あまりに長くなり議案審議時間を削りかねないことを考え、今回は「異議申し立て受理」の報告にとどめました。現在は異議申し立て者と協議中であり、それが済んでから詳細な報告をすることを考えています。おそらく次回の自治委員会会議までにはまとまった報告が可能になるかと思えます。

## 理事会規則の改正について疑問に思った。

- ・学外党派の介入を許さないための変更規則は具体的にはどれのことを指しているのか。
- ・「逐一報告」では各理事の自主性に任されるになり、秘密裏に学外党派とかわりを防げないかどうするのか。
- ・理事会規則に関し、第9条改正などにあたり、学外党派の介入を許さない旨が貫徹しないと、より厳格な団体の定義を求む。

(回答)3つのご質問にまとめてお答えします。

今回の理事会規則改正は、学外団体との交流が必要になることもあり得るという実務的な事情を考慮した上で、その交流が「秘密裏の関わり」あるいは学外党派の「介入」を引き起こさないような制度設計を趣旨に発議されたものです。

具体的な内容といたしましては、まず1点目としては、理事会が学外団体と何らかの交流をした際には必ず自治委員会に報告するとの義務を規則として根拠づけました。これにより、自治委員会に対して明らかでない学外団体との交流は、本会では規範的に許されない事項となります。

従来規則では学外団体との関わりに関する規定がそもそもなかったため、従来に比べて脆弱な規則ではなくなりましたが、ご指摘の通り、理事会全体が秘密裏に交流を進めることを完全に防ぎきれない制度とは言えません。そこで本改正で定められたもう1つの点が、自治委員からの質問の制度であります。理事会が自治委員会に対して情報公開の責任を負うからには、自治委員の側からそれを求める制度が保障されていなければなりません。本改正

では、このような相互の関係を実現することにより、理事会が自治委員会に対して不明瞭であることがないようにいたしました。

したがって、本改正は、学外党派の介入を助長するものではなく、むしろその介入や秘密裏の交流を防ぐものであります。

## 書類手続きの不備への対応に疑問を持った。

第6号議案における書類手続きの不備について、「それも含めて自治委員に判断してほしい」旨を述べられていたが、それは私達に一体、何を求めているのか。立候補者に落ち度はないから、そこを不信任にするのは筋が違う。だからといって第6号議案に対してその他の意思表示は行いようがない。それとも担当知事に5号議案で不信任をつけるべきなのか。その手続きに問題があると見なした人はどうすればいいのか。

(回答) 申し訳ありません。まず、再度経緯を説明しますと、

「理事会の募集に対し、期限内に2名が立候補の意思を示したが、期限内の受理はできず、期限後の受理も行わなかった」ということになります。

また、受理ができなかった理由として

①立候補者の意思表示に対し、理事会の対応が遅れたため

(例えば立候補者が「メールの意思表示で立候補届けと見なされる」という誤解をしていた恐れがあり、本会の公示もそう取られてもおかしくない文書であったこと。その場合、理事会が期限内に誤解を解いていれば期限内の受理ができた可能性があった)

②立候補者に個人的に問い合わせを受けた理事会議員(堀内)が「期限内に立候補の意思を示していれば期限後も特例的に受理をできる」と回答したため

という2点があります。

①に掲げるような執行部側の不手際を鑑み、「期限外受理であることを明示した上で自治委員会の判断に委ねる」という対応を取りました。また理事会としては②の点より立候補者に不備はなかったと考えており、そのため当日はそのような説明をいたしました。

投票は自治委員に委ねられており、無責任という見方も否定できず大変恐縮ではあるのですが、理事会も自治委員に「～と思うなら～してほしい」といったことを決めないまま議案を提出しております。

その上で、なお選管立候補者の手続きに問題があったと判断する場合は選管を不信任にすること、また手続きに問題があった場合は第5号議案で堀内を不信任にする・もしくは当日の発言・意見書・質問状でその点を指摘していただくことを想定しておりました。